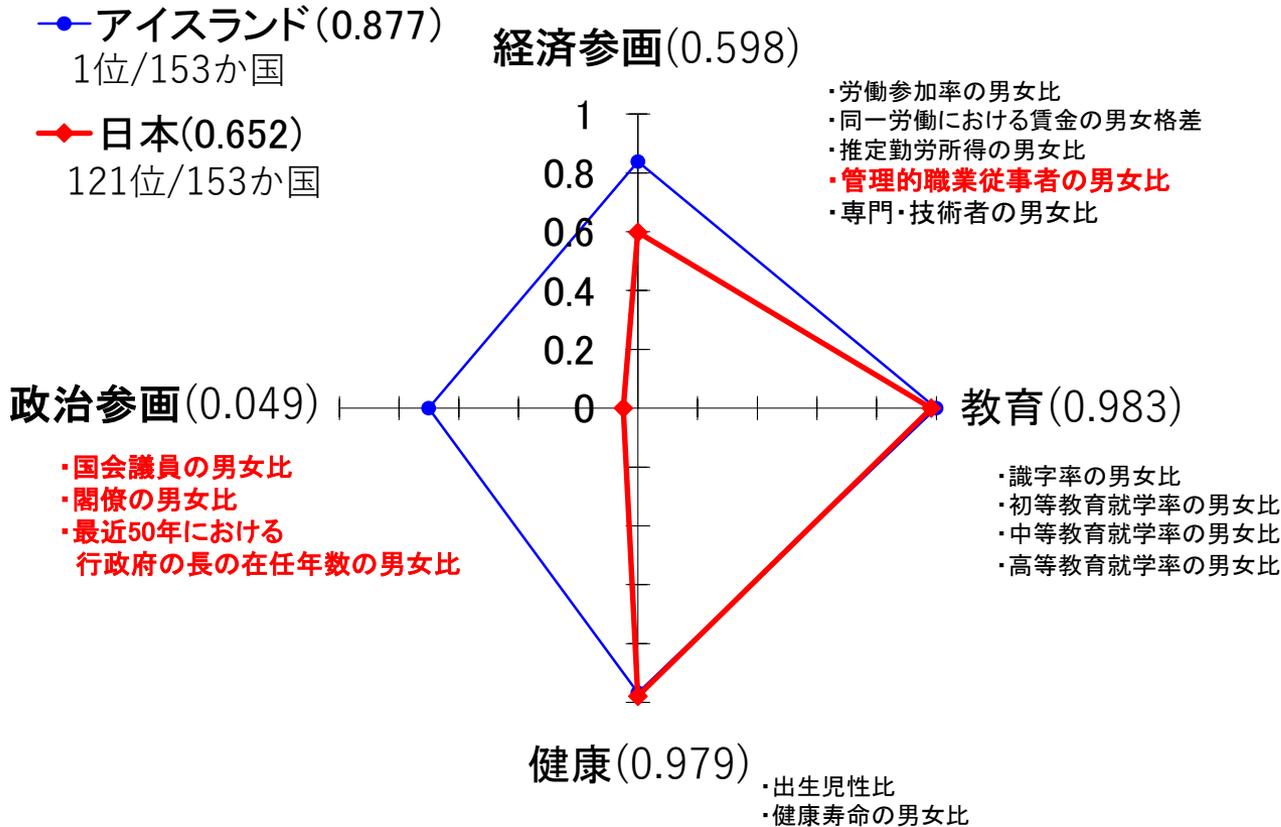


ジェンダー・ギャップ指数 (GGI) 2020年

- ・スイスの非営利財団「世界経済フォーラム」(ダボス会議)が公表。男性に対する女性の割合(女性の数値/男性の数値)を示しており、**0が完全不平等、1が完全平等**。
- ・日本は153か国中121位。「教育」と「健康」の値は世界トップクラスだが、「政治」と「経済」の値が低い。



順位	国名	値
1	アイスランド	0.877
2	ノルウェー	0.842
3	フィンランド	0.832
4	スウェーデン	0.82
5	ニカラグア	0.804
6	ニュージーランド	0.799
7	アイルランド	0.798
8	スペイン	0.795
9	ルワンダ	0.791
10	ドイツ	0.787
15	フランス	0.781
19	カナダ	0.772
21	英国	0.767
53	アメリカ	0.724
76	イタリア	0.707
81	ロシア	0.706
106	中国	0.676
108	韓国	0.672
121	日本	0.652

(備考) 1. 世界経済フォーラム「グローバル・ジェンダー・ギャップ報告書」より作成
 2. スコアが低い項目は赤字で記載
 3. 分野別の順位: **経済(115位)**、教育(91位)、健康(40位)、**政治(144位)**

女性議員の比率

	女性議員 割合	議員数	女性議員数
衆議院	9.9%	465	46
参議院	22.6%	243	55
都道府県議会	11.4%	2,668	303
市区町村議会	14.6%	29,762	4,337

(注1) 衆議院は2021年2月17日、参議院は2021年3月2日現在。
都道府県及び市区町村は令和元年12月31日現在(総務省調べ)。

(注2) 有権者に占める女性の割合 : 51.7%

(「参議院議員通常選挙結果調」

令和元年7月21日執行参議院議員通常選挙速報結果より)

諸外国の国会議員に占める女性割合の推移

日本の国会議員に占める女性割合は上昇傾向にあるものの、諸外国との格差は大きい。

(2021年1月1日現在)

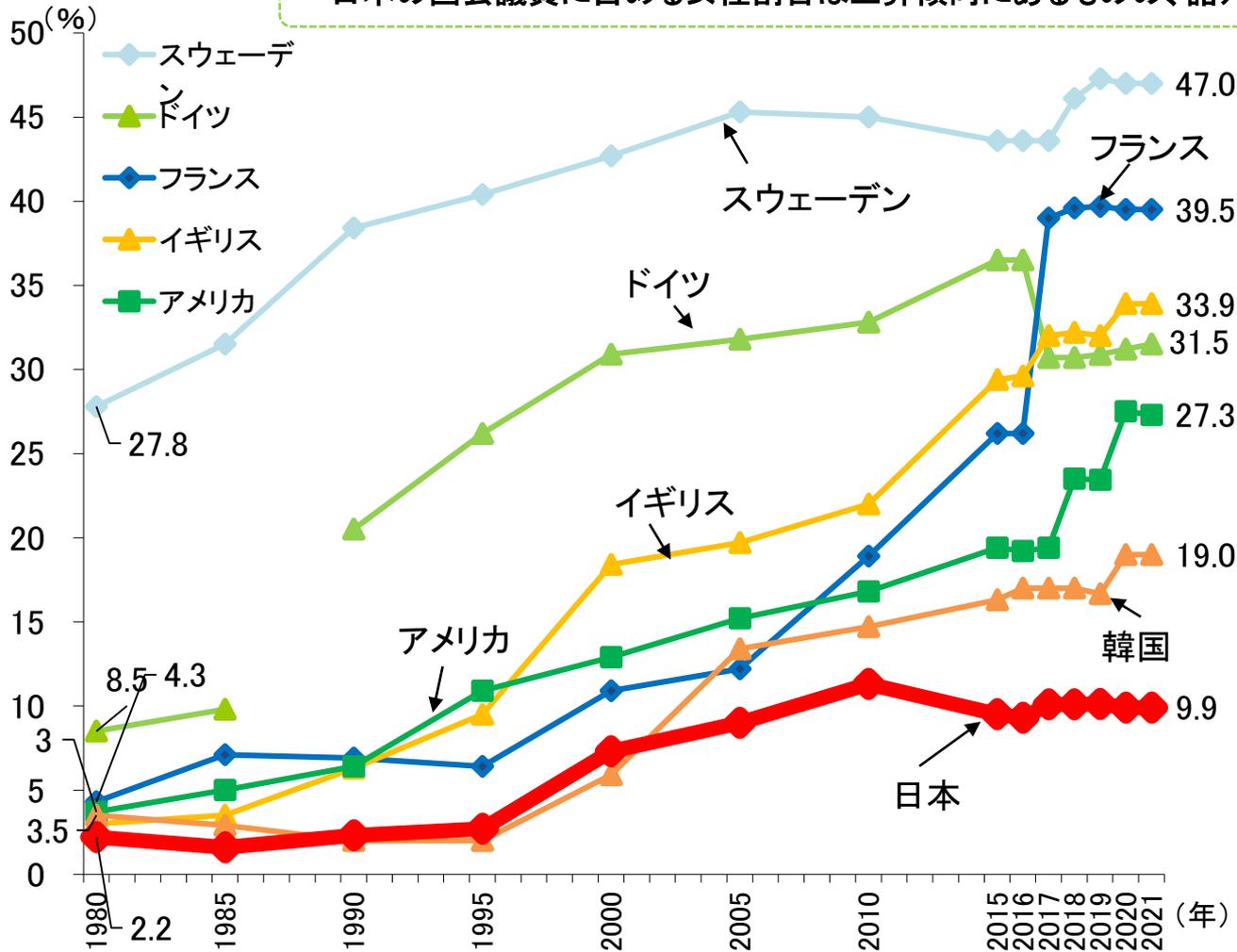
国名	順位	割合	クオータ制の状況
スウェーデン	7	47.0	政党による自発的なクオータ制
フランス	27	39.5	法的候補者クオータ制 政党による自発的なクオータ制
イギリス	39	33.9	政党による自発的なクオータ制
ドイツ	49	31.5	政党による自発的なクオータ制
アメリカ	67	27.3	-
韓国	121	19.0	法的候補者クオータ制
日本	166	9.9	-

二院制の場合は下院(日本は衆議院)の数字

(参考)

下院又は一院制議会の女性割合の世界平均は25.6%(上院は24.8%)

※2021年1月現在
出典 IPU資料より



(備考) 1. IPU資料より作成。調査対象国は2021年1月現在190カ国。

2. 下院又は一院制議会における女性議員割合。

3. ドイツは1985年までは、西ドイツの数字。

政治分野における男女共同参画の推進に向けた 地方議会議員に関する調査研究報告書

立候補から選挙期間中の課題、現在の議員活動における課題、女性議員が少ない原因として考えられる理由

立候補から選挙期間中の課題	現在の議員活動における課題	(一般論として) 女性地方議員が少ない原因として考えられる理由
<ul style="list-style-type: none"> 知名度がない (57.5%) 自分の力量に自信が持てない (39.7%) 選挙活動の方法が分からない (38.4%) 仕事や家事等があり選挙活動にかける時間がない (38.1%) 仕事を辞めなければならない (30.6%) 選挙資金の不足 (28.7%) 地域の理解やサポートが得られない (23.2%) 家族の理解やサポートが得られない (16.5%) 政党や後援会のサポートが得られない (8.7%) 	<ul style="list-style-type: none"> 専門性を高めたり見聞を広めたりするための活動の時間がない (59.0%) 議員活動に係る資金が不足している (40.1%) 議員活動と家庭生活 (子育てや介護等) との両立が難しい (35.1%) 女性として差別されたりハラスメントを受けたりすることがある (29.6%) 専門性を高めたり見聞を広めたりするための手段がない (29.3%) 自分の力量に自信が持てない (29.3%) 男性議員の理解やサポートが得られない (22.8%) 地域の理解やサポートが得られない (11.3%) 家族の理解やサポートが得られない (10.3%) 	<ul style="list-style-type: none"> 議員活動と家庭生活 (子育てや介護等) との両立が難しい (78.6%) 家族や周囲の理解を得づらい (73.4%) 政治は男性が行うものという固定的な考え方が強い (59.1%) 研修や勉強会等の女性候補者を育成するための機会が少ない (48.3%) 立候補に必要な資金を調達する負担が大きい (44.0%) 選挙制度が女性にとって不利である (18.7%) その他 (13.0%)

平成29年度に内閣府が実施したアンケート調査結果より (全国の女性地方議員約4,000名対象、回収率39.6%))

政治分野における男女共同参画の推進に関する法律（平成30年5月23日法律第28号） 〔概要〕

1 目的（第1条）

政治分野における男女共同参画を効果的かつ積極的に推進し、もって男女が共同して参画する民主政治の発展に寄与する。

2 基本原則（第2条）

政治分野における男女共同参画の推進は、

1. 衆議院、参議院及び地方議会の選挙において、政党等の政治活動の自由を確保しつつ、男女の候補者の数ができる限り均等となることを目指して行われるものとする。
2. 男女がその個性と能力を十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。
3. 家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となるようにすることを旨として、行われなければならない。



基本原則にのっとり

3 責務等（第3条及び第4条）

国及び地方公共団体の責務

政党等の政治活動の自由及び選挙の公正を確保しつつ、必要な施策を策定し、及び実施するよう努めるものとする。

政党その他の政治団体の努力

当該政党等に所属する男女のそれぞれの公職の候補者の数について目標を定める等、自主的に取り組むよう努めるものとする。

4 基本的施策

実態の調査及び情報の収集等（第5条）、啓発活動（第6条）、環境の整備（第7条）、人材の育成等（第8条）

5 法制上の措置等（第9条）

実態の調査及び情報の収集等の結果を踏まえ、必要があると認めるときは、必要な法制上又は財政上の措置等を講ずるものとする。

※ 平成30年4月11日 衆議院内閣委員長による法案提出、同年5月16日 可決・成立、同年5月23日公布・施行

政党に対する働き掛け

政治分野における女性の活躍促進について

第3次、第4次男女共同参画基本計画に基づき、政治分野における女性の活躍を促進するべく、平成23年以降、内閣府特命担当大臣（男女共同参画）より、各政党に対して働きかけを実施。



令和元年12月11日
橋本男女共同参画・女性活躍担当大臣から公明党の斉藤幹事長に対し、政治分野における女性の活躍促進について要請

昨年5月に公布・施行された政治分野における男女共同参画の推進に関する法律（平成30年法律第28号）において、政党は、「所属する男女のそれぞれの公職の候補者の数について目標を定める等、自主的に取り組むよう努めるものとする」ことが規定されております。

また、男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）に基づく第4次男女共同参画基本計画（平成27年12月25日閣議決定）においては、政治分野における女性の参画拡大に向け、政府として、政党等に対し積極的に働きかけを行うこととしております。

具体的には、以下の取組を要請することとしております。

- ① 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（平成27年法律第64号）に基づき民間企業等が行う取組内容（女性の活躍に関する現状の把握・分析、女性候補者等における数値目標の設定や人材育成等の取組を含めた行動計画の策定・情報開示等）を踏まえた自主的な取組の実施
- ② ポジティブ・アクションの自主的な導入に向けた検討
- ③ 両立支援体制の整備等を始めた女性議員が活躍しやすい環境の整備

これらを踏まえ、貴党におかれましても、党員・役員に占める女性割合や、衆議院議員及び参議院議員の選挙における女性候補者の割合、地方公共団体の議会の選挙における女性候補者の割合が高まるよう、数値目標の設定やポジティブ・アクション導入等の自主的な取組を御検討くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

令和元年12月

女性活躍担当大臣
内閣府特命担当大臣（男女共同参画）

要請文➡

橋本聖子

政治分野における男女共同参画の推進に向けた「見える化」・啓発

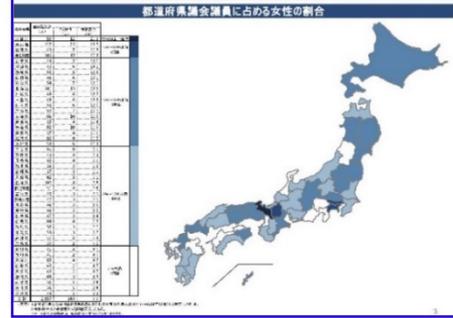
国や地方の政治分野における女性の参画状況の「見える化」

◆女性の政治参画マップ



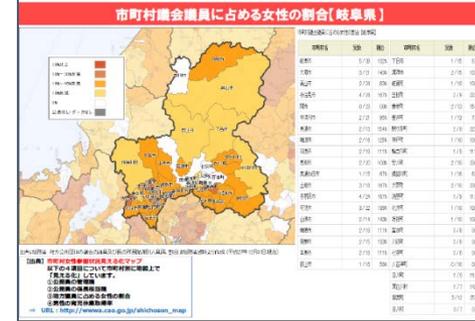
各都道府県の女性議員比率
首長及び議長的女性数等

◆都道府県別全国女性の参画マップ



都道府県の女性議員比率
女性ゼロ議会比率等

◆市町村女性参画状況見える化マップ



女性地方議員比率、
女性が参画しやすい環境の整備状況等

リーフレット・パンフレット



政治分野における女性の参画状況等をまとめたリーフレットや諸外国の取組をまとめたパンフレットを作成し周知・啓発を実施。

地方公共団体の取組 好事例集



好事例集(イベントの開催、広報・啓発、ハラスメント対策、環境整備等の取組)を作成。

諸外国の実態の把握・情報提供



IPU(列国議会同盟)が毎年作成している報告書「Women in Parliament」を仮訳し、「議会における女性」を作成。

WEBサイトを通じた情報の提供

<http://www.gender.go.jp/policy/seijibunya/index.html>

内閣府は、政治分野における女性の参画状況や政治分野における男女共同参画に関する調査研究結果、各政党における政治分野の男女共同参画のための取組等をWEBサイト上で公表している。



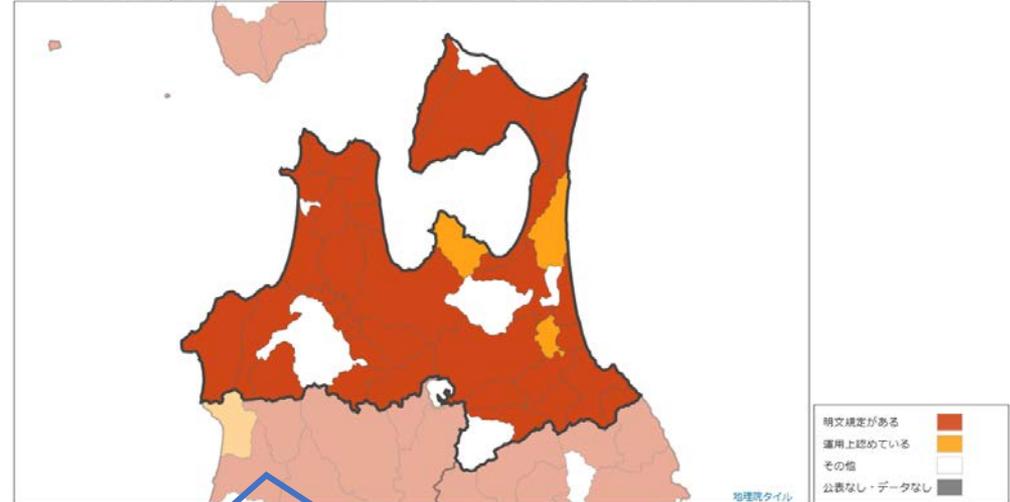
市町村女性参画状況見える化マップ

地図上で市町村別に①市町村議会議員に占める女性の割合、②市町村長又は副市町村長の女性の有無、③市町村議会における出産に伴う欠席規定の有無、④市町村議会における女性が活躍しやすい環境整備の状況を見る化

※上記のほか、公務員の管理職及び係長相当職に占める女性の割合、男性公務員の育児休業取得率、審議会委員に占める女性の割合並びに自治会長に占める女性の割合も見える化



＜「市町村議会における出産に伴う欠席規定の有無」の青森県を選択した場合＞



＜各市町村を選択した場合の表示例＞

欠席事由	規定状況	欠席事由	規定状況
出産	◎	家族の看護	○
配偶者の出産	-	家族の介護	-
育児	-	疾病	○

◎：明文規定がある

○：明文規定はないが、運用上認めている

×：その他

-：公表なし・データなし

市区町村別の詳細は、
「市町村女性参画状況
見える化マップ」で検索



URL：http://www.cao.go.jp/shichoson_map

第5次男女共同参画基本計画（令和2年12月25日閣議決定）（抄）

第1分野 政策・方針決定過程への女性の参画拡大

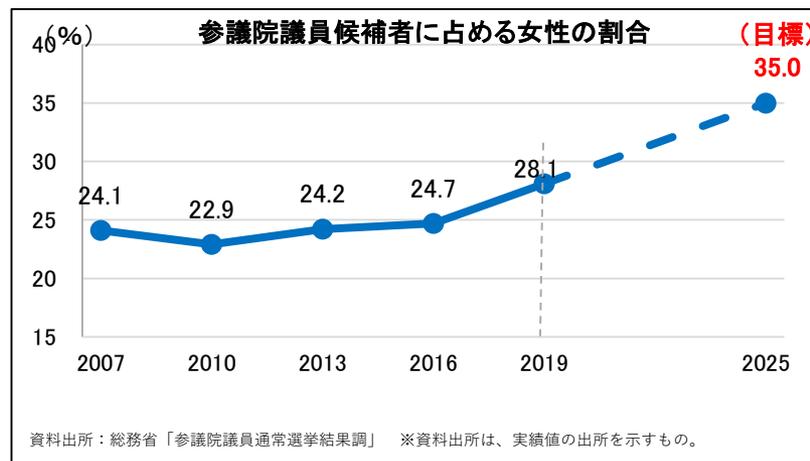
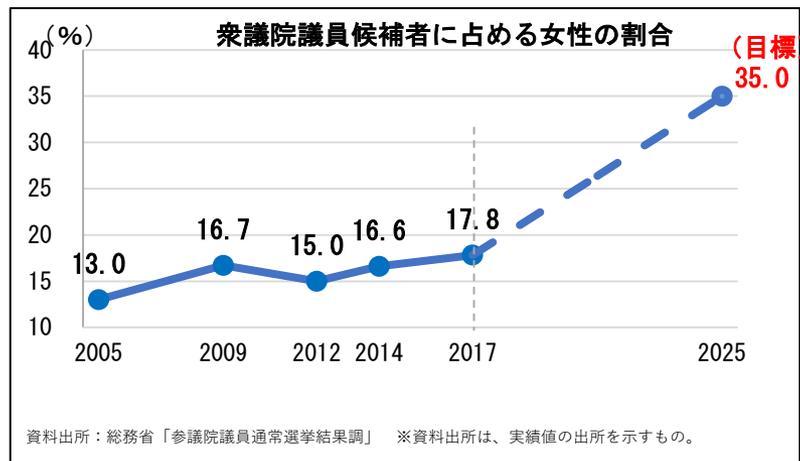
主な具体的取組と成果目標 ～政治分野～

【政党における取組の促進】

- ・ 政党に対し、政治分野における男女共同参画推進法の趣旨に沿って、**国政選挙における女性候補者の割合を高めることを要請。**その際、**衆議院議員及び参議院議員の候補者に占める女性の割合を35%以上とすることを努力目標として念頭に置く。**
- ・ **各政党における取組状況を調査・公表する。**

項目	現状	目標（期限）
衆議院議員の候補者に占める女性の割合	17.8%（2017年）	35%（2025年）
参議院議員の候補者に占める女性の割合	28.1%（2019年）	35%（2025年）

※政府が政党に働きかける際に念頭に置く努力目標であり、政党の自律的行動を制約するものではなく、また、各政党が自ら達成を目指す目標ではない。



【地方議会における取組の促進】

- ・ 出産に係る産前・産後期間にも配慮した会議規則の整備や、育児・介護等の欠席事由としての会議規則への明文化が促進されるよう、**三議長会に対し標準会議規則の改正を要請。**
- ・ **政治に参画しようとする女性の育成やネットワーク構築等の場の提供**を検討。

項目	現状	目標（期限）
統一地方選挙の候補者に占める女性の割合	16.0%（2019年）	35%（2025年）

※政府が政党等への要請、「見える化」の推進、実態の調査や好事例の横展開及び環境の整備等に取り組むとともに、政党をはじめ、国会、地方公共団体、地方六団体等の様々な関係主体と連携することにより、全体として達成することが期待される目標数値であり、各団体の自律的行動を制約するものではなく、また各団体が自ら達成を目指す目標ではない。現状値は、2019年統一地方選挙における都道府県・政令指定都市・市区町村議会議員選挙の合計。